平成31年２月25日

株　主　各　位

会　社　名　株式会社ブロンコビリー
代表者名　代表取締役社長　竹　市　克　弘
（コード番号3091　東証第一部・名証第一部）
問合せ先　取締役経営企画部長　古　田　光　浩
電話番号　052-856-4129

# （訂正）「第37期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「第37期定時株主総会招集ご通知」の一部に訂正すべき事項がございますので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

なお、訂正箇所に＿＿を付しております。

記

（訂正事項）

第37期定時株主総会招集ご通知　38ページ
株主総会参考書類　第２号議案　監査役２名選任の件

（訂正箇所）

訂正前

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1<br>新任 | 塩田（しおた）　孝一（こういち）<br>（昭和28年８月10日） | 昭和51年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行<br>平成９年５月　SB Leasing(UK)Ltd.社長（ロンドン駐在）<br>平成15年１月　株式会社三井住友銀行本店上席調査役<br>平成16年３月　株式会社ゼンショー（現 株式会社ゼンショーホールディングス）入社<br>平成16年３月　同社　グループ経営本部長<br>平成16年４月　同社　グループ財務本部長<br>平成21年３月　同社　監査役業務室長<br>平成21年６月　同社　常勤監査役<br>平成25年６月　同社　顧問<br>平成26年８月　株式会社サイサン入社<br>同社監査室（現コンプライアンス本部監査部）<br>平成31年２月　当社入社 | ―株 |
| | 【監査役候補者として選任した理由】<br>塩田孝一氏は、前職において監査役をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と見識を有しており、監査役としての職責を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2<br>新任 | 平野（ひらの）　曜二（ようじ）<br>（昭和26年11月４日） | 昭和57年４月　弁護士会登録・弁護士業<br>昭和63年４月　平野曜二法律事務所開設（現任）<br>平成19年８月　当社社外取締役（現任） | ―株 |
| | 【社外監査役候補者として選任した理由】<br>平野曜二氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者としました。 | | |

（注）１．塩田孝一氏と平野曜二氏は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．平野曜二氏は、社外監査役候補者であります。
４．当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。監査役候補者塩田孝一氏及び平野曜二氏、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

訂正後

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1<br>新任 | 塩田（しおた） 孝一（こういち）<br>（昭和28年８月10日） | 昭和51年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行<br>平成９年５月　SB Leasing(UK)Ltd.社長（ロンドン駐在）<br>平成15年１月　株式会社三井住友銀行本店上席調査役<br>平成16年３月　株式会社ゼンショー（現 株式会社ゼンショーホールディングス）入社<br>平成16年３月　同社　グループ経営本部長<br>平成16年４月　同社　グループ財務本部長<br>平成21年３月　同社　監査役業務室長<br>平成21年６月　同社　常勤監査役<br>平成25年６月　同社　顧問<br>平成26年８月　株式会社サイサン入社<br>同社監査室（現コンプライアンス本部監査部） | ―株 |
| | 【社外監査役候補者として選任した理由】<br>塩田孝一氏は、前職において監査役をはじめ要職を歴任され、豊富な経験と見識を有しており、社外監査役としての職責を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2<br>新任 | 平野（ひらの） 曜二（ようじ）<br>（昭和26年11月４日） | 昭和57年４月　弁護士会登録・弁護士業<br>昭和63年４月　平野曜二法律事務所開設（現任）<br>平成19年８月　当社社外取締役（現任） | ―株 |
| | 【監査役候補者として選任した理由】<br>平野曜二氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。 | | |

（注）１．塩田孝一氏と平野曜二氏は、新任の候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．塩田孝一氏は、社外監査役候補者であります。
４．当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。監査役候補者塩田孝一氏及び平野曜二氏、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上